

●香川県告示第416号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事の竣功を認可した。

その関係図書は、丸亀市都市整備部建設課において平成23年10月28日から10年間閲覧に供する。

平成23年10月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 竣功認可年月日

平成23年10月24日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名及び住所

丸亀市土地開発公社

丸亀市大手町2丁目3番1号

理事長 宮川 明広

丸亀市垂水町3245番地2

3 埋立区域

(1) 位置

丸亀市昭和町22番4地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、①の地点から④の地点までを順次に結ぶ平成18年3月22日付け17港湾第51091-6号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（D. L. +3.42メートルにより決定）、④の地点から⑦の地点までを順次に結んだ線、⑦の地点と⑧の地点を結ぶ平成22年の秋分の満潮位（D. L. +3.42メートル）における公有水面と既設工作物との境界線及び⑧の地点と①の地点を結ぶ平成22年の秋分の満潮位（D. L. +3.42メートル）における公有水面と陸域との境界線により囲まれた区域

| | |
|------|--|
| ①の地点 | 二等三角点下真島（北緯34度18分7.6605秒、東経133度45分52.6889秒。以下「基点」という。）から129度16分05秒 979.91メートルの地点 |
| ②の地点 | ①の地点から62度13分48秒、5.79メートルの地点 |
| ③の地点 | ②の地点から332度13分48秒、1.38メートルの地点 |
| ④の地点 | ③の地点から62度13分48秒、2.39メートルの地点 |
| ⑤の地点 | ④の地点から152度13分48秒、0.35メートルの地点 |
| ⑥の地点 | ⑤の地点から62度13分48秒、0.50メートルの地点 |
| ⑦の地点 | ⑥の地点から152度13分48秒、241.00メートルの地点 |
| ⑧の地点 | ⑦の地点から242度48分54秒、8.23メートルの地点 |

(3) 面積

2,032.00平方メートル

4 埋立免許の年月日及び番号

(1) 免許年月日

平成23年1月11日

(2) 免許番号

22港湾第43898-1号